

# 三ヶ尻小学校いじめ防止基本方針

金ヶ崎町立三ヶ尻小学校

## I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「心の豊かな子（思いやりをもち、よりよい人間関係をつくり、郷土を愛することができる子ども）を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【法第2条】

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

## II いじめの未然防止のための取組

### 1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。

- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努めるとともに、年2回の「いじめ防止全校集会」を実施する。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

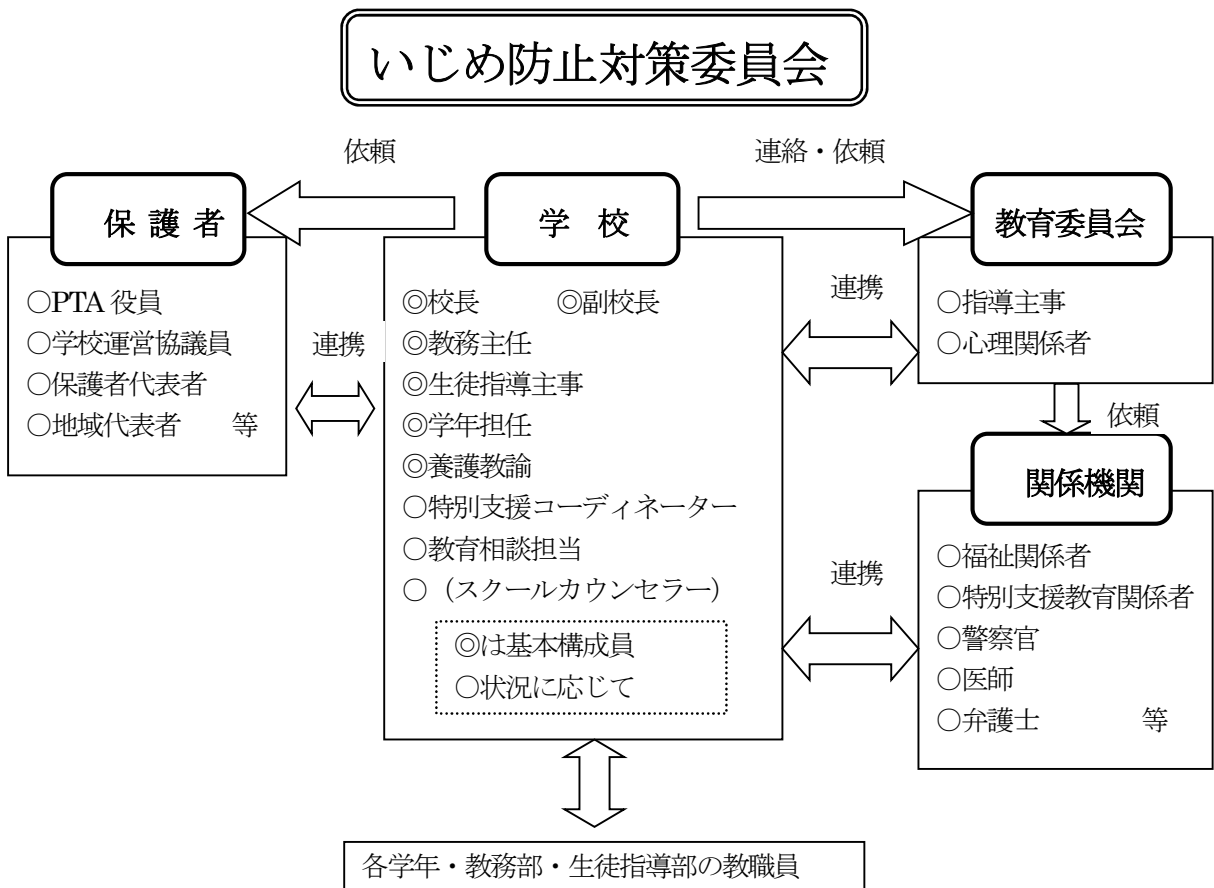
## 2 児童生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、児童一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

## 3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う中核的な組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成



(2) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
- ②いじめにかかわる研修会の企画立案

- ③未然防止、早期発見の取組
  - ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
  - ⑤いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進
- (3) 開催時期  
月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。
- (4) 全職員での共通理解の場  
※HCT：毎週水曜日の放課後16：25～16：35に児童理解の会を行う。

#### 4 児童の主体的な取組

- (1) 児童会による「あいさつ運動」等の取組
- (2) いじめ防止標語の取組
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとしたなかよし班による縦割り活動
- (4) 学級、学校のみinnで仲良く遊ぶ「みんなで遊びタイム」の活動

#### 5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を校通信に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議や地区懇談会で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

#### 6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会  
年2回（4月：いじめ防止の共通理解、8月：QU分析研修会）
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断 年2回（7月、12月）

### Ⅲ いじめの早期発見のための取組

#### 1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。  
(学級担任は、日記や生活ノート等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめなど把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

#### 2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 毎週水曜日16：25から児童理解の会（HCT）を行う。
- (2) 児童を対象としたアンケート調査を行う。 年5回（6月、QU、10月、心と体の健康調査、2月）
- (3) 児童・保護者を対象とした教育相談を行う。 適宜
- (4) 保護者を対象としたアンケート調査 年1回（10月）

### 3 相談窓口の紹介

いじめられている児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談（児童及び保護者）・・・全教職員が対応  
（スクールカウンセラーの活用・・・養護教諭）
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・学校または所轄警察署
- ※市町村設置の相談窓口・・・・・・・・・・（町教育委員会 0197-42-2111）
- ※24時間いじめ相談電話（県教委）・・・・・・・・019-623-7830（24時間対応）
- ※24時間子どもSOSダイヤル・・・・・・・・0120-0-78310
- ※ふれあい電話・・・・・・・・0198-27-2332（総合教育センター）  
0191-26-1419（県南教育事務所）

## IV いじめの問題に対する早期対応

### 1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担（誰が、何を、いつまたは、いつまでになど）をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、養護教諭（やスクールカウンセラー）と連携を図りながら、指導を行う。

(8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

### 3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

### 4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

### 5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

### 6 いじめの解消確認

以下の2つの要因が満たされたとき、いじめの解消とする。

- (1) いじめ行為が少なくとも3か月間継続して行われていないこと
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

## V 重大事案への対処

### 1 重大事態の定義

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</li><li>(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</li></ol> <p style="text-align: right;"><b>【法第28条①】</b></p> |
|---|

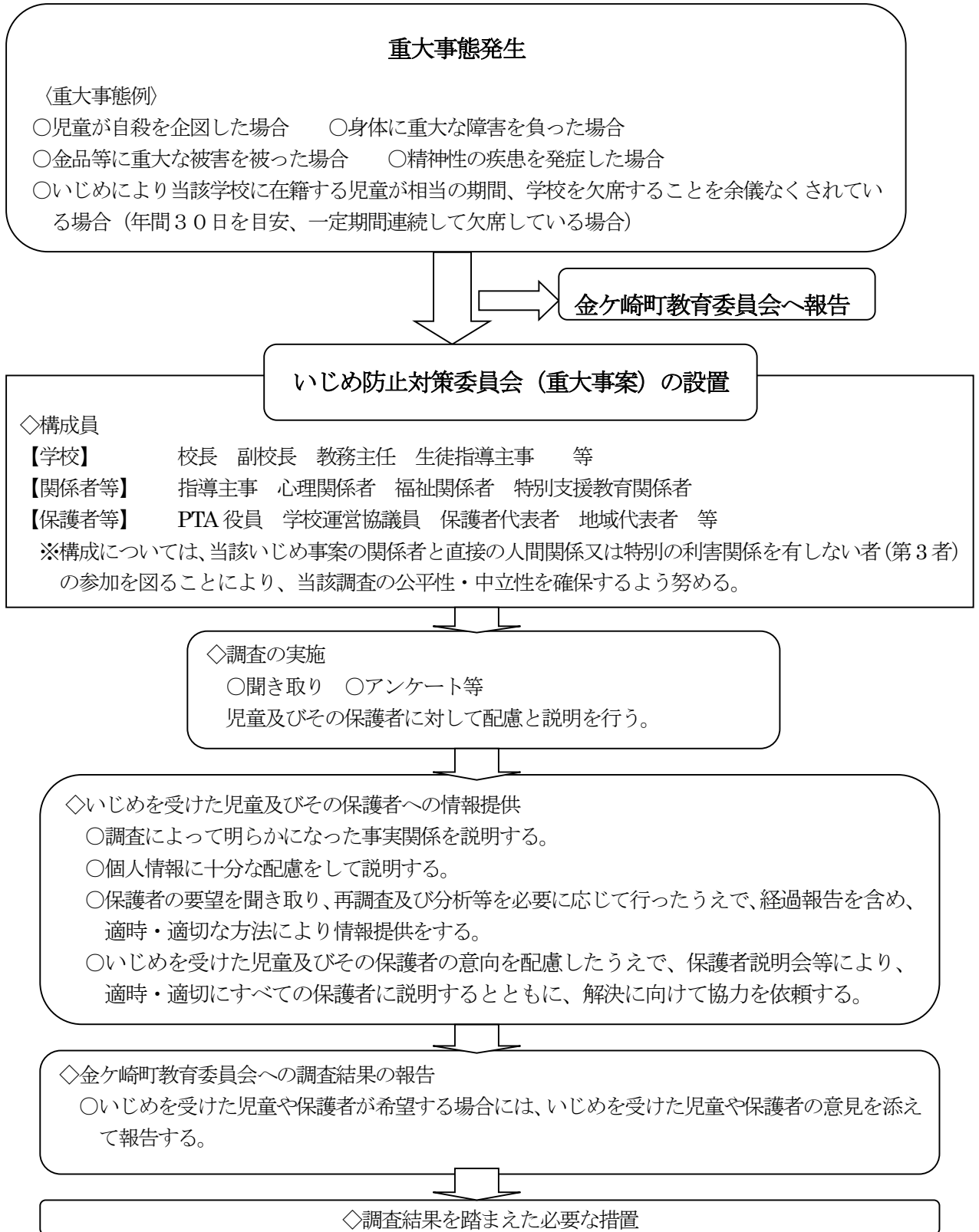
### 2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（当該教育委員会）に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして対処する。

### 3 重大事態の調査

#### ■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。



#### ■学校の設置者（当該教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

## VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

## VII その他

### 1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### 2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。またより多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## VIII いじめ防止等のための年間計画

※ HCT：毎週水曜日16：25～で児童の共通理解を図る

月	教職員等	防止対策	早期発見
4	・いじめ防止対策委員会 (基本方針、活動計画の確認) ・PTA 総会、学級懇談会での保護者啓発	・基本的学習習慣づくり ・児童総会 (いじめ防止宣言) ・児童会あいさつ運動等	・家庭訪問 ・学級懇談会
5		・運動会等の取組による人間関係づくり	・QU アンケート
6		・修学旅行、宿泊学習等による人間関係づくり ・いじめ防止運動 (児童会)	・生活アンケート調査
7	・QUによる研修会	・思いやりを育む道徳授業の実施	
8			
9		・全校マラソン大会 (友達の頑張りを認め合う場)	・心と体の健康調査
10		・いじめ防止運動 (児童会) ・学習発表会等の取組による人間関係づくり	・生活アンケート調査 ・いじめ保護者アンケート
11			
12		・いじめ防止全校集会	
1		・児童総会	
2	・いじめ防止対策委員会 (本年度のまとめ、来年度の計画)	・6年生を送る会	・生活アンケート調査
3			

日常観察

## ○アンケート実施後の対応

児童アンケートで訴えがあった児童全員から、担任が聞き取りを行う。その上で、以下のステップ1～4に振り分けて対応する。(訴えがあった時点で、全て「いじめ」である。)

### ステップ1 お互いに人間関係を学ぶトラブルとして対応

嫌なことがあったと記述があったが、聞き取ると、お互いに同程度にやりあっていた。  
・双方から聞き取り、教師が間に入って、互いに悪いところを謝罪させる。

### ステップ2 教師が積極的に入って指導（保護者に連絡）

嫌なことがあったと記述があり聞き取ったところ、一方的に嫌な言葉を掛けられていた。(単発)  
・加害児童から聞き取り、いけなかった点について考えさせ、謝罪させる。  
・加害児童、被害児童の双方の保護者に聞き取った内容と指導の経過について連絡する。  
嫌なことがあったと記述があり、聞き取ると、悪口を言ったら暴力的行為をされたというようなものであった。(単発、暴力による怪我はない)  
・双方から聞き取り、双方に自分の悪かったことについて振り返らせる。教師が間に入り、互いに謝罪させる。双方の保護者へ連絡する。

### ステップ3 いじめとして町教委へ報告 保護者と連携

嫌な行為をやめると言っても止めてくれず、継続している。  
いわれのない暴力行為、物を隠す行為があった。  
・被害児童から担任が聞き取る。その後、加害児童から、担任と担外1名(副校長・校長等)の2名を基本として聞き取る。双方の言い分が異なる場合には、周りの児童からも聞き取る。状況がつかめてから、加害児童へ、聞き取った職員で、自分を振り返らせ、今後絶対にしないという決意を持たせるよう指導をする。  
・いじめの経過と指導内容、今後の方針について、双方の保護者へ連絡する。(場合によっては、家庭訪問等により直接顔を合わせて説明する)  
・町教委へ「いじめ」として報告する。

### ステップ4 (重大事案) 町教委へ報告 いじめ防止対策委員会設立 関係機関との連携

加害児童の行為により心身(自殺を企図、身体に障害、精神疾患)または財産に重大な被害が生じた。いじめにより相当の期間欠席(連続して30日が目安)することを余儀なくされた。  
・町教委と連携を図りながら、いじめ防止対策委員会を設置して対応する。

※聞き取った内容(文章)、その後の対応(ステップ1、2、3、4)についてアンケート用紙に記載する。

※聞き取る際には、決めつけないこと。言いたいことをしっかりと受け止めてから、自分で考えさせることにポイントをおく。

※ステップ2以上と担任が判断した場合には、速やかに生徒指導主事か副校長へ報告する。判断に迷う場合にも報告する。

※アンケート調査後の指導期間を確保できるよう配慮して、調査を実施する。

※聞き取り後、いじめの解消(3か月間行為が止んでいること。被害児童が苦痛を感じていないこと)を確認するまで、特に留意して見守る。

※日常的な指導においても、上記ステップを基本として指導する。

※保護者アンケートでいじめについて記述があった保護者については、「その後解決した。」という回答以外については、指導後の連絡をする。